

## 寄付の税制優遇措置（寄付金控除）についてのご案内

無農薬栽培調査研究会は2019年7月1日に、京都市長により【認定NPO法人】として認定を受けました。認定NPO法人とは、運営組織・事業活動が適正で公益の増進に寄与する(より客観的な基準において、高い公益性をもっている)団体として無施肥一定の要件(基準)を満たし、都道府県の知事又は指定都市の長の認定を受けたNPO法人です。認定日以降の当会への寄付(寄付金及び賛助会員会費)は、税制優遇措置の対象となります。

所得税、法人税、相続税、個人市民税(京都市)、個人府民税(京都府)において、それぞれに定められている条件を満たすことで、優遇措置を受けられます。なお、優遇措置を受けるためには確定申告が必要です。申告の際、当会が発行した寄附金受領証明書を添付して申告してください。

### 1. 個人による寄付

#### ①所得税の控除について

認定NPO法人に対する寄付は、確定申告を行うことで税金が還付されます。税額控除または所得控除、いずれか有利な方を選択することができます。なお、年末調整では申告できませんのでご注意ください。

(1)税額控除(下記の計算式による金額が所得税額から控除されます)

$(\text{寄付金合計} - 2000 \text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$  ★寄付金合計の上限は、所得額の40%です  
(但し寄附金による税額控除額は、課税所得からの計算所得税額の25%が上限です)

(2)所得控除(下記の計算式による金額が所得から控除されます)

$\text{寄附金合計} - 2000 \text{円} = \text{寄附金控除額}$  ★寄附金合計の上限は、所得額の40%です。

(所得税率は課税所得により異なります)

\*多くの場合、税額控除を選択されると所得税額が少なくなり有利となります(但し課税所得額に税率を掛けた所得税額が少ない場合はその25%が限度額となりますのでご注意下さい:国税庁の確定申告コーナーWebサイトで確認できます)。一方、所得税率の高い方は、所得控除を選ばれると還付額が大きくなる場合もあります。確定申告の際には最寄りの税務署にご相談ください。

#### ②個人住民税の控除について

無施肥無農薬栽培調査研究会が所在する京都府・京都市にお住まいの方は、確定申告することにより所得税に加えて、個人府民税・個人市民税の控除対象となります。なお、京都府・京都市以外にお住まいの方の個人住民税の控除につきましては、控除対象団体となっておりませんのでご了承ください。控除額は下記の計算式で算出されます。

個人市民税： $(\text{寄付額} - 2000 \text{円}) \times 8\% = (\text{寄付金控除額})$

個人府民税： $(\text{寄付額} - 2000 \text{円}) \times 2\% = (\text{寄付金控除額})$  ★何れも寄付金合計の上限は総所得金額等の30%です

#### ③相続税の控除について

相続した財産の一部又は全部を相続税の申告期限までに認定NPO法人(特例認定NPO法人は適用されません)に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

### 2. 法人による寄付について

法人が認定NPO法人に対して支出した寄付金は、一般の寄付金の損金算入限度額とは別に、下記の特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。

$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\% + \text{所得の金額} \times 6.25\%) \div 2$

\*詳しくは最寄りの税務署へお尋ねください。